

平成24年6月29日

## 宮城県産業復興相談センター

### 宮城産業復興機構による債権買取案件の決定について

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城産業復興機構において、新たに3事業者の債権買取案件を決定しましたので、お知らせします。

二重債務問題への対応については、平成23年11月11日（金）被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同12月27日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城産業復興機構」を設立しました。

宮城産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

今回の案件をもって、宮城産業復興機構の買取実績は、累計で9事業者となります。

#### 事業者の概要

沿岸東部地域の水産加工業者。従業員23名。津波によって事務所、工場が全壊したほか、原材料も流失。メイン金融機関の融資のほか、グレープ補助金の活用を通じて被災した設備を復旧するとともに、解雇した従業員を再雇用等により事業の再開を目指す。

○沿岸東部地域の貸切旅客自動車業者。従業員18名。津波によって事務所及び営業用車両の大半が流失。メイン金融機関及び政府系金融機関の融資によって、営業用車両を確保するとともに、解雇した従業員の再雇用等により事業の再開を目指す。

○内陸部の福祉介護業者。従業員40名。震災によって一部の施設が半壊したが、メイン金融機関及び政府系金融機関の融資によって、被災した施設を移転した上で新規に開業。これを通じて雇用を確保するとともに地域における高齢者福祉事業の維持を図る。

## 上記案件の特徴

取引先金融機関は、被災地に営業拠点を置く銀行および協同組織金融機関( 信用金庫、信用組合 )。

設備の復旧にはグループ補助金を活用している。

新規融資は、地元金融機関( 協同組織金融機関を含む )と政府系金融機関の協調により行われる。

○従来の震災前の全債権買取ではなく、被災状況に応じて債権の一部を買取するケースもある。

宮城県産業復興相談センタ - ( 公益財団法人みやぎ産業振興機構 )

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-30 ( 日本生命勾当台西ビル 8 階 )

Tel : 022-722-3858 Fax : 022-227-0187